

令和7年度 財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等監査
(財政援助団体監査・指定管理者監査)

第3 監査の対象及び実施日

1 財政援助団体監査

団 体	株式会社 港都つるが観光協会
所 管 課	まちづくり観光部まちづくり推進課
実 施 日	令和7年11月18日

2 指定管理者監査

(1) 子ども発達支援センター

指定管理者	社会福祉法人 敬仁会
所 管 課	福祉保健部障がい福祉課
実 施 日	令和7年8月26日

第4 監査の実施内容

財政援助団体等の監査対象に係る出納その他の事務の執行及び所管課の団体に係る事務の執行が適正に行われているかについて、関係書類の調査を行うとともに、団体等及び関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。また、指定管理者監査においては、対象施設の管理運営状況について現地調査を併せて実施した。

第5 監査の結果

第1から第4及び後項に記載する各監査の着眼点のとおり監査した限りにおいて、財政援助団体が行った当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行及び指定管理者が行った当該施設の管理運営等に係る出納その他の事務の執行並びに所管課の団体等に係る事務の執行については、おおむね適正に行われていると認められた。

監査の結果の詳細は後述のとおりであるが、軽易な事項については口頭にて指導・助言を行ったので、その記述は省略した。

なお、監査結果の区分は次のとおりである。

< 監査結果の区分 >

勸告	(1) 監査委員が特に措置を講ずる必要があると認めるもの (地方自治法第 199 条第 11 項)
指摘事項	(1) 法令、条例、規則等に違反しているもの (2) 著しく不当又は適正を欠くもの
指導事項	(1) 指摘事項にまでは至らないが、適正を欠く事項で是正を必要とするもの (2) 経済性・効率性・有効性の観点から、改善や見直しの検討を求めるもの
業務意見	(1) その他監査の結果に伴う、各業務等に対する監査委員の意見

財政援助及び出資団体監査

1 監査の対象

団 体 株式会社 港都つるが観光協会
監査区分 財政援助（補助金）
所 管 課 まちづくり観光部まちづくり推進課

2 監査の着眼点

【 団体に関する事項 】

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 補助金等に係る収支の会計処理は適正か。
- (5) 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

【 所管課に関する事項 】

- (1) 補助金等の財政的援助の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。
- (3) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (4) 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。
- (5) 補助金等交付団体への指導・監督は適切に行われているか。

3 監査の結果

【 団体・所管課共通事項 】

< 業務意見 >

- 新会社設立において、これまでに培ってきたものを継承しつつ、新たな知恵や事業を創出し、市、商店街、地域と連携して事業を推進していただきたい。

【 団体に関する事項 】

< 業務意見 >

- 引当金は税制上の課題や資金確保が容易ではないこともあるが、将来的な修繕

に備え、引当金の運用と計画的積立の検討をしていただきたい。

○会計帳簿の修正について、会計処理の改ざん防止の観点からシステム上で明確に修正履歴が残る仕組みを検討していただきたい。

指定管理者監査

1 監査の対象

子ども発達支援センター

指定管理者 社会福祉法人 敬仁会

所 管 課 福祉保健部障がい福祉課

2 監査の着眼点

【 指定管理者に関する事項 】

- (1) 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 施設活性化のための努力はなされているか。
- (4) 施設の管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。

【 所管課に関する事項 】

- (1) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (2) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (3) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (4) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- (5) 業務の履行確認及び指定管理者への指導監督は適切に行われているか。

3 監査の結果

【 指定管理者・所管課共通事項 】

< 指導事項 >

- 本部職員の人件費等を指定管理料に算入する場合、業務従事割合を客観的に算出し、按分基準とその根拠を明確することにより、経費の透明性の確保に努めていただきたい。併せて、算定結果を毎年度、市へ報告していただきたい。

【 指定管理者に関する事項 】

< 業務意見 >

- 施設特有の課題解決を促進するため、他の施設と積極的に情報共有を行い、広域的な活動に努めていただきたい。
- 利用者負担金の徴収方法について、施設職員による現金収納の削減のため、口座引き落とし日を変更する運用も検討していただきたい。